

社会福祉法人草津町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人草津町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第6条に定める者をいう。
- (3) 評議員選任解任委員会委員とは、同委員会運営細則第3条に定める者をいう。
- (4) 第三者委員とは苦情解決に関する規程第8条に定める者をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 前条に規定する者が、理事会、監査、評議員会、評議員選任解任委員会、第三者委員会に出席したときは、報酬を支給することができる。ただし、公の職にある者には、支給しない。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行することから、報酬については、日額3,000円とし、年3回の支給とする。
- 3 評議員は、定款第10条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 4 同一日において、第1項の会議に重複して出席した場合は、主たる出席実績に併せ報酬を支払うものとし、重複しての支給はしない。

(報酬等の額の決定)

第4条 第2条に規定する者の報酬額は、別表のとおりとする。

(報酬等の支給日)

第5条 第2条に定める者の報酬等は、毎年12月に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。ただし、計算金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げるものとする。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給するものとする。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給

の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月20日（定時評議員会の議決日）から施行する。

別表

役職名	報酬（日額）
理事	3,000円
監事	3,000円
評議員	3,000円
評議員選任解任委員会委員	3,000円
第三者委員	3,000円